

■取扱窓口のご案内 (2025年4月1日現在)

	取扱窓口	最寄りバス停	取扱券種	残額確認	払戻・再発行利用履歴
①	北陸鉄道チケットセンター	金沢駅(西口)	ICa・ICa定期券	○	○
②	金沢駅東口バスターミナル 北鉄グループ案内所	金沢駅(東口)	ICaのみ	○	○ (再発行不可)
③	北鉄バスサービスセンター 武蔵エムザ店	武蔵ヶ辻・近江町市場	ICa・ICa定期券	○	○
④	北鉄金沢バス北部営業所	柳橋	ICa・ICa定期券	○	○
⑤	北陸鉄道金沢営業所	西割出	ICa・ICa定期券	○	○
⑥	北鉄白山バス本社営業所	南部車庫	ICa・ICa定期券	○	○
⑦	北鉄加賀バス小松営業所	浮柳	ICa・ICa定期券	○	○
⑧	北鉄加賀バス加賀営業所	北鉄加賀バス前	ICa・ICa定期券	○	○
⑨	北鉄能登バス輪島旅行センター (輪島ふらっと訪夢)	輪島駅前	ICaのみ	○	○
⑩	北鉄能登バス飯田支所	すずなり館前	ICaのみ	○	○
⑪	※香林坊大和(1階案内受付)	香林坊	ICa・ICa定期券	○	—
⑫	※金沢大学生協	金沢大学中央	ICa・ICa定期券	○	—
⑬	※中部日本トラベル	扇台小学校前	ICa・ICa定期券	○	—
⑭	※石川県職員互助会	県庁前	ICa・ICa定期券	○	—
⑮	※金沢電気ビル2階売店	本多町	ICa・ICa定期券	○	—
⑯	☆鶴来駅	鶴来駅	鉄道定期券のみ	—	○
⑰	☆内灘駅	内灘駅	鉄道定期券のみ	—	○
⑱	☆野町駅	野町駅	鉄道定期券のみ	—	○

※は委託店のため、払戻し・再発行・利用履歴などはお取り扱いできません。

☆は利用履歴はお取り扱いできません。

■自動入金(積み増し)機設置箇所 ※()は最寄り停留所

- 北陸鉄道チケットセンター(金沢駅西口)
- 北鉄バスサービスセンター武蔵エムザ店(武蔵ヶ辻・近江町市場)
- 金沢駅東口バスターミナル北鉄グループ案内所
- 野町駅・香林坊大和(香林坊)・金沢大学生協(金沢大学自然研前)
- イオンもりの里店(若松)・金沢大学附属病院

ICaのお問い合わせ

テレホンサービスセンター TEL 076-234-0123 (8:00~18:00)

北陸鉄道

www.hokutetsu.co.jp

北陸鉄道バスグループ

2025.4.1

ICA アイカ



ご利用案内

- ICa(プリペイドタイプ)
- ICa定期券

北陸鉄道

www.hokutetsu.co.jp

●ご注意ください

会員登録をされていない無記名カードは、カード紛失時に再発行できませんので、会員登録をおおすすめします。
詳しくは14ページをご覧ください。

I

N D E X

1. ICカード乗車券「ICa(アイカ)」について ②
2. 導入路線 ②
3. ご利用方法 ③
 - ①乗降時の使い方
 - ②特殊なメッセージ
 - ③ICa利用上の注意点
4. ICaについて ⑤
 - ①ICaの販売
 - ②カードに入金(積み増し)
 - ③複数回乗車割引
 - ④会員登録
 - ⑤利用履歴
 - ⑥残額確認
5. ICa定期券について ⑧
 - ①ICa定期券の販売
 - ②プリペイド機能
 - ③鉄道のICa定期券のごあんない
6. ICa定期券の種類と購入方法 ⑨
7. ICaエコポイントサービスについて ⑫
 - エコポイントをためる
 - ポイント還元方法
8. 払戻・再発行について ⑯
 - ①払戻
 - ②再発行
9. Q&A お答えします ⑯
10. ICカード乗車券等取扱規則 ⑯

1枚の**カードを繰り返し使用**していただきますので、
新規購入時のみ**デポジット(預り金)500円が必要**です。
(カードを返却した際にデポジットはお返しいたします)

I

1 ICカード乗車券「ICa(アイカ)」について



ICa(アイカ)とは、北陸鉄道のICカード乗車券で、カードリーダー(読み取り装置)に**タッチするだけで、運賃が精算**されます。

ICaにはプリペイドタイプと、定期券(プリペイド機能付き)の2種類がございます。

本書ではそれぞれのICaの購入や利用方法、払戻・再発行手続き等をまとめています。

ご利用前にご一読いただきますよう、よろしくお願いします。

2 導入路線

<金沢・加賀地区全路線>



バス

【対象路線】

北陸鉄道・北鉄金沢バス・北鉄白山バス・輪島特急線・穴水珠洲C線・
北鉄加賀バスの一般乗合路線・小松空港リムジンバス(ICa定期券を除く)
金沢ふらっとバス(此花ルート・菊川ルート)
城下まち金沢周遊バス(ICa定期券を除く)



I

2

【対象外路線】

- ・県外高速バス・定期観光バス
- ・イベント臨時バス等・能登地区一般乗合路線(一部路線を除く)
- ・金沢ふらっとバス(材木ルート・長町ルート)
- ・一部受託運行路線

<石川線、浅野川線の2路線の4駅>

鉄道線では運賃の支払い(乗り越し含む)ご利用できません。

【石川線】 鶴来駅・野町駅 【浅野川線】 内灘駅・北鉄金沢駅

ICa定期券のみのご利用となります。

上記4駅以外で降りる場合はICa定期券を乗務員または係員に提示してください。



鉄道

3 ご利用方法

①乗降時の使い方

●乗車時



乗車リーダーのオレンジ色の部分に**1秒間以上しっかりとタッチ**してください。
「ピッ」と音が鳴り、パネルに「**ご乗車ありがとうございます**」と表示されます。
整理券を取る必要はございません。

●降車時



降車リーダーのオレンジ色の部分に**1秒間以上しっかりとタッチ**してください。
「ピッ」と音が鳴り、パネルに「**精算が完了しました**」と表示されます。
バスが停車し、降車ドアが開いてからタッチしてください。

金沢ふらっとバスは乗るときにリーダーにタッチしていただくだけで、運賃がカードから自動的に精算されます。
(降りるときはタッチしないでください)

シルバ定期などICa定期券はすべて、プリペイド残額がないと、金沢ふらっとバスにご乗車いただけません。

ご注意

ICa・ICa定期券を降車リーダーに正しくタッチせず、精算されなかった場合、そのカードで次回のご利用ができません。取扱窓口または乗務員にお申し出いただき、エラー解除の上、精算してください(次回のご利用が可能となります)。

また、行き先を誤って乗車したバスの乗車リーダーにタッチした場合は、その車両の乗務員にお申し出ください。乗車取消処理いたします(未処理のままでは次回のご利用ができない場合があります)。



バス

②特殊なメッセージ(音声とパネルの表示)

乗車、降車リーダーでは音声とパネルでメッセージをお知らせします。

●乗車リーダー

項目	音 声	パネル	お客様へ
乗車処理後に もう一度タッチ	ピーアーッ	×	乗車処理済みです 乗車処理済みです。
残額が500円未満 のとき	ピッピッピッ	✓	ご乗車ありがとうございます 積み増しをおすすめします。
定期券有効期限切れ、 残額ゼロ	ピーアーッ	✓	ご乗車ありがとうございます 車内で積み増ししてください。
処理が不完全の場合	ピーアーッ	×	もう一度タッチしてください もう一度タッチしてください。

●降車リーダー

項目	音 声	パネル	お客様へ
残額不足	残額不足です	×	積み増しか現金で不足分をお支払ください。
定期券乗り越し精算	乗り越し精算します	✓	詳しくはこちら (8ページ・例1参照)
精算後に再びタッチ	精算済みカードです	×	そのまま降車してください。
定期券有効期限切れ、 残額不足	残額不足です	×	積み増しか現金で精算してください。
定期券有効期限切れ、 残額あり	ピッ	✓	詳しくはこちら (8ページ・例2参照)

③ICa利用上の注意点

- 金属類(コインなど)が入ったバスケースにICaを入れてタッチした場合や、たばこの箱と一緒にタッチした場合など、電波を妨げるものと一緒にタッチすると反応しないことがあります。
- 複数枚を重ねて使用すると反応しないことがあります。
- ICaに強い衝撃や曲げ、ねじれなどを加えた場合や、ストーブ、ヒーターのそばに置いてICaが変形した場合、ICカードの機能を損なうことがあります。
- ICaの表面はプリンターで印字しますので、文字を書いたり、シールをはったり、金属類でこすったりしないでください。
- ICaの性能維持のため、バスケースにいれてお使いになることをおすすめします。

4 ICaについて

①ICaの販売

定期登録	券種	初回発売金額	乗車可能金額
	プリペイドタイプ	2,000円(デポジット500円を含む)	1,500円
	定期券 (→8ページ)	定期券運賃+500円(デポジット)	0円 ※定期区間外をご利用の際は、別途カードに入金(積み増し)が必要です。

定期期限切れ

- 1枚のカードでプリペイド券としても定期券としてもご利用いただけます。2枚以上のカードをお持ちいただく必要はありません。
- デポジット(預り金)は新規カード購入時のみお支払いただけます。
- デポジットは、カードを取扱窓口に返却いただいた際に返却いたします。
- ジュニアカード(自動的に小児運賃を精算)は取扱窓口で会員登録が必要です。(会員登録については7ページ参照)
- 障害者割引が適用される方は、取扱い窓口で公的手帳をご提示の上会員登録をしていただき、特別割引カード(自動的に割引適用後の運賃を精算)を発行いたします。ご利用の際は乗務員に身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。

5

②カードに入金(積み増し)

バス車内と取扱窓口、自動入金(積み増し)機でカードに入金ができます。

お願い

- ※バス車内では、安全運行のため停車中にお申し出ください。
- ※車内混雑時は、なるべく降車の際の入金(積み増し)はご遠慮いただき、スムーズな乗降へのご協力をお願いします。
- ※降車時の運賃精算をする前に積み増しした場合は、その後忘れずに精算のためタッチしてください。



乗務員のボタン設定後にカードをタッチしてください。
設定前からカードをタッチしていると入金されません。

- 取扱窓口・自動入金(積み増し)機では1,000円単位で入金できます。
- カード内限度額は20,000円です。
- ポイントを還元する場合は「積み増しポイント還元しました」の音声でお知らせします。(12ページ参照)

●自動入金(積み増し)機も便利です。



カードをセットする

入金する金額を選択する

紙幣を挿入口に入れる

積み増しOK!

ご注意

一部、釣銭に対応していない自動入金機もございます。
釣銭非対応の入金機にて挿入した紙幣はそのまま入金され、紙幣はもどりませんので、ご利用の際はご注意ください。

③複数回乗車割引

- 1時間以内の乗り継ぎで、乗り継ぎたバスの降車時に**30円を割引**します。(例1)

(ジュニアカードは20円、特別割引カードは大人20円小児10円)

- 停留所を移動しての乗り継ぎも対象となります。(例2)

※金沢ふらっとバスおよび、一部特別割引を適用している区間等との乗り継ぎについては対象外となります。

例1(割引になります)



例2(停留所を移動して乗り継ぐ場合も割引になります)



ご注意

- 時刻表では1時間以内の乗り継ぎが可能であっても、バスの遅れ等で1時間を超えた場合は割引対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。
- ご乗車の際に正しくタッチされていないと複数回乗車割引が適用されません。

6

④会員登録

ICa(一般カード)は、ご希望のお客様に取扱窓口で会員登録いたします。ジュニアカード、特別割引カードと同様に、会員登録されましたお客様には、カード紛失時の再発行が可能となります。

※会員登録されたカードには、氏名が印字されます。

※お客様の電話番号など会員登録情報に変更があった場合は速やかに取扱窓口にお申し出ください。

会員登録方法

お客様の氏名、生年月日、電話番号、性別、学生の方は学校名などを所定の申込用紙(※)に記入のうえ取扱窓口で登録してください。利用者を限定する条件で発行するカードの場合は、身分証明書が必要です。

※申込用紙は、ICa定期券の取扱窓口にございます。

また、北陸鉄道ホームページからもダウンロードできます。

ご注意

- 企業団体などで一般カードを複数枚会員登録する場合は、あらかじめ刻印番号(カード裏面の右下の番号)をお控えください。再発行の際に必要です。

⑤利用履歴

主な取扱窓口ではご利用履歴を最新20件まで印字できます。

会員登録済みカードの場合、身分証明書が必要です。

⑥残額確認

主な取扱窓口には残額確認機が設置されています。

ICaをタッチするとカード残額と、定期券の場合定期券の有効期限が表示されます。

取扱窓口のご案内は裏表紙をご覧ください

5 ICa定期券について

① ICa定期券の販売

新規購入時のみ別途デポジット(預り金)500円が必要となります。

なおカードを取り扱い窓口に返却した際にデポジットはお返しいたします。

※ICaをお持ちのお客様はICa定期券に移行いたします。その際、デポジットは必要ありません。



②プリペイド機能

ICa定期券にはICa同様、プリペイド機能が付加されています。

プリペイド機能に残額があれば、乗り越しや他区間乗車の際に自動的に運賃を精算します。

また、定期券の有効期限が過ぎた場合も、自動的に運賃を精算します。



※定期券面はイメージです。

例1 乗り越し精算について(プリペイド機能に残額がある場合)
左の定期券で平和町まで乗り越した場合は、プリペイド機能から乗り越し金額を差し引きます。
(乗り越し金額は片町—平和町の運賃です)

例2 有効期限切れの場合(プリペイド機能に残額がある場合)
左の定期券で4月1日に金沢駅一片町を使用した場合は、プリペイド機能から区間運賃を差し引きます。
(金沢駅—片町の運賃です)

例1、2ともにカード内残額が支払運賃に満たない場合、
不足分はカードに積み増して精算するか、現金での精算となります。

③鉄道のICa定期券のごあんない



乗る(入る)とき、乗車リーダーのオレンジ色の部分にしっかりとタッチしてください。正常なら「ピッ」と音が鳴り、緑色に光ります。



降りる(出る)とき、降車リーダーのオレンジ色の部分にしっかりとタッチしてください。正常なら「ピッ」と音が鳴り、緑色に光ります。

※鉄道のICa定期券は、鶴来—野町、内灘—北鉄金沢の2区間、およびバス2線連絡、3線連絡のみのご利用となります。また、リーダー設置4駅(2ページ参照)以外で降りる場合は、紙式定期券と同様に乗務員または係員にICa定期券を提示してください。(シルバ定期券も同様です)

※鉄道ではICaおよびICa定期券のプリペイド機能はご利用いただけません。

※シルバ定期券ご利用の場合など、ICカードリーダーが設置されていないバス・駅では、乗務員または係員にICa定期券を提示してください。

6 ICa定期券の種類と購入方法

【定期券の種類】

通勤定期券

通勤定期券とは、有効期間内であれば、指定されたルート上の区間を何度でも乗降できる定期券です。通勤定期券は「持参人式」で、1枚につき1名の方がご利用いただけます。ただし、障害者等割引適用の定期券は「記名人式」となり、ご本人のみのご利用となります。

バス通勤定期券は、1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月の3種類です。(企業定期券では6ヶ月の取扱あり)

*企業定期券は、当社と契約をし、一括して5名以上の通勤定期券を購入されるときに販売いたします。

通学定期券(バス)

通学定期券とは、学校教育法第1条で規定されている学校及び当社が認める学校へ通学する方にのみ発行するもので(通信制の学校は除く)、「記名人式」となり、ご本人のみのご利用となります。

有効期間内であれば、指定されたルート上の区間を何度でも乗降できます。

通学定期券新規購入の際には、"通学証明書"または"ICa申込用紙"(いずれも学校長印を押印した書類)の提出が必要となります。次回継続時は、ご利用の通学定期券の提示が必要となります。**(通学定期券の有効期限が切れ、2ヶ月以上経過した際は再度"通学証明書"または"ICa申込用紙"(いずれも学校長印を押印した書類)の提出が必要となります。)**また、新年度では学年が変わるために、"通学証明書"または"ICa申込用紙"(いずれも学校長印を押印した書類)または学生証(購入時点で有効なもの)の確認を行いますので、預めご了承ください。(小学生・中学生は除く。)

学校が発行する「在学証明書」「入学証明書」「合格通知書」等の書類では、通学定期券の購入はできません。

通学定期券の発売区間は、原則として自宅最寄りバス停から学校最寄りバス停までの区間ですが、他の区間での希望、およびその他ご不明な点があれば窓口係員にお尋ねください。

バス通学定期券は、1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月・4ヶ月の4種類です。

シルバー定期券

シルバー定期券は、有効期間内であれば、当社グループ路線バス(一部区間・路線を除く)及び鉄道全線を自由に乗降でき、満70歳以上の方を対象に発売するものです。

シルバー定期券は「記名人式」となり、ご本人のみのご利用となります。初回購入時のみ、運転免許証等のご提示が必要となります。

●特別な定期券について

片道定期券

通勤・通学ともに購入可能です。指定方向の乗降のみ有効で有効期間内であれば何度でもご利用できます。ただし指定方向以外での乗車では定期券区間外となり通常運賃がかかります。定期券代は通勤定期運賃及び通学定期運賃の半額となります。

まちなかフリー定期券

金沢市内地帯制区間エリア内を何回でも自由に乗降可能な定期券です。

乗りフリー定期券

金沢市内地帯制エリア外からエリア内へ乗り入れる場合、地帯制区間エリア内なら何回でも自由に乗降可能な定期券です。

電車・バス乗り継ぎ定期券(2線連絡・3線連絡)

石川線電車と野町駅(または野町)からのバス、浅野川線電車と金沢駅からのバスを乗り継いでご利用される場合の便利でお得な定期券(2線連絡)です。また、鶴来駅または内灘駅からのバスをプラスした定期券(3線連絡)もございます。

*発売区間などに限りがございますので、発売区間・運賃・発売窓口などは、お問い合わせください。

【定期券発売日】

○新規購入の場合…通用開始日の7日前から当日までの間で発売いたします。

○継続して購入の場合…通用開始日の14日前から発売いたします。

【通勤定期券の使用範囲】

通勤定期券の場合には、お客様の名前欄が「持参人」と表示され、その通勤定期券をお持ちになった方なら、どなたでも通勤定期券1枚につき1名の方がご利用いただけます。(ただし、通学定期券・その他障害者等割引適用の定期券は記名人式となりご本人のみご利用となります。)

その他…

現在ICaをお持ちのお客様は、そのカードに定期券機能を付加することができます。

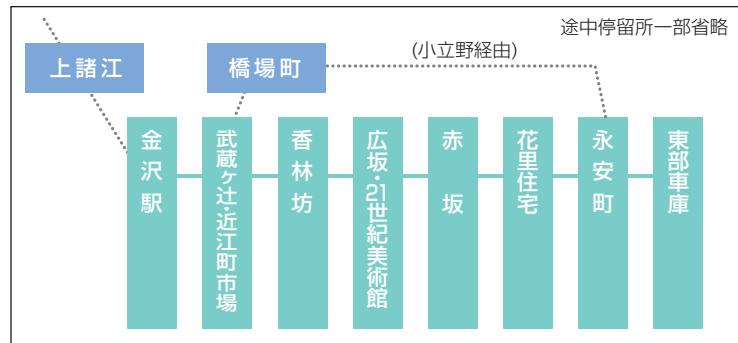
トラブル防止のため、2枚以上のICaカードを持つことはご遠慮ください。

プリペイド機能に残額があれば、乗り越しや他区間乗車の際に自動的に運賃を精算します。また、定期券の有効期限が過ぎた場合も自動的に運賃を精算します。

定期券では乗車場所から目的地までの間に複数のルートがある場合には経由地を選択して頂きます。なお、選択ルートは1つのみで、その選択したルート上では、定期券期間内であれば何度でも乗り降りできますが、そのルートを外れて乗降した場合には、外れた場所で乗降したものとして別途乗り越し運賃が必要となります。

(例)3月1日から3月31日まで有効な、
金沢駅～香林坊・花里住宅経由～東部車庫の通学1ヶ月定期の場合

有効期間内であれば、指定したルート上の区間では途中乗降できます。また、**東部車庫から小立野経由に乗車しても、武藏ヶ辻・近江町市場や金沢駅などでも降車できます。**
しかし、指定したルート上にない橋場町や上諸江などで降車した場合、乗り越し運賃が必要です。(カード内のプリペイド残額がある場合には自動精算をします。**なお、プリペイド残額が支払運賃に満たない場合、不足分はカードに積み増して精算するか、現金での精算となります。**)また、3月31日まで有効なICa定期券で4月1日に金沢駅から東部車庫まで乗車した場合、金沢駅から東部車庫間の区間運賃を自動精算します。残額不足の場合は、マイナス表示されます。



- 東部車庫から武蔵ヶ辻・近江町市場……●ルート上の停留区間なので小立野経由でも利用できます。

金沢駅から橋場町……………●乗り越し運賃（武蔵ヶ辻・近江町市場から橋場町の運賃）が必要となります。

広坂・21世紀美術館から上諸江……●乗り越し運賃（金沢駅から上諸江の運賃）が必要となります。

7 ICaエコポイントサービスについて

エコポイントとは、ICaを活用してバスでポイントをため、バス運賃として利用するものです。マイカーから公共交通への利用転換によるCO2削減、中心市街地の活性化等が期待できます。

■ エコポイントをためる

|Caを利用してバスに乗車すると、運賃精算時バス利用金額100円につき1ポイントを|Caに加算します。

(例) 100円～190円で1ポイント、200円～290円で2ポイント

■ ポイント還元方法

ICaのエコポイントが100ポイント以上になると、ICaへの入金(積み増し)時、又はICa定期券の次回購入時に、自動的に100ポイント単位でポイント還元し、ポイント還元分(100ポイント=100円)はバス運賃としてご利用できます。※積み増しはバス車内ICa自動入金機でも対応できます。

(例) 125ポイントたまっていて、2,000円入金した場合

2,000円+100円(ポイント還元分)=2,100円を

ICaに積み増し ※25ポイントはそのまま残ります。

*ポイント還元分は払戻し対象外です。定期券運賃に充当できません。

※自動還元する際にカード内限度額を越える場合は、カード内限度額まで自動還元し、残りのポイントは繰越されます。

【有效期間】

ポイントの有効期間はアイカを利用した最終乗車日から1年間とし、有効期間を超えた場合、ポイントは失効します。

【払戻し・再発行】

払戻しをする際、ポイントは失効いたします。再発行の際は、ポイントも対象に致します。(13・14ページ参照)ICa定期券の場合は、区間変更等、定期券運賃に差額が発生する場合はポイントも相殺いたします。



）2007年1月31日以前に購入したICaは対応手続きが必要です

エコポイント対応ICaにするため、ICaへの入金(積み増し)が可能な取扱窓口にお尋ねください。

8 払戻・再発行について

① 払戻

● ICaプリペイドタイプの払戻について

ICaを払戻される場合は、残額からエコポイント還元額(→12ページ)と払戻手数料200円を除いた金額を払戻いたします。払戻と同時にカードをご返却いただければ、デポジットの500円を返金いたします。
※残額が0円の場合は、払戻が発生しませんので、払戻額はデポジット分の500円となります。
※ポイント還元額を差し引いた後の残額が払戻手数料以下の場合、払戻額はデポジット分の500円のみとなります。(一部、取扱できない窓口があります。裏表紙でご確認ください。)

例 カード残額1,500円で、その内ポイント還元額が100円の場合



ご注意

- 会員登録されたカードの場合は、必ず身分証明書が必要です。
- お客様の責任によるカード破損等の場合は、デポジットをお返しできません。
- 一旦、払戻の手続きを済ませますと、取り消しできません。

13

● ICaバス区間定期券の払戻について

ICaバス区間定期券を払戻される場合は、払戻手数料500円をいただきます。払戻と同時にカードをご返却いただければ、デポジットの500円を返金いたします。
(一部、取扱できない窓口があります。裏表紙でご確認ください。)

払戻の際は、以下の計算方法で払戻いたします。



※経過日数は、定期券通用期間開始日から来店日までの日数となります。

※払戻額は、来店された日を払戻基準日として算出いたします。

ご注意

- 一旦、払戻の手続きを済ませますと、取り消しできません。
- 来店日を基準に算出するため、払戻額が0円となる場合がございます。
- 払戻の際は、必ず身分証明書が必要です。
- お客様の責任によるカード破損等の場合は、デポジットをお返しできません。
- その他、特殊な定期券に関する払戻額の計算方法は、上記計算方法と異なる場合がございますので、テレホンサービスセンターにて事前にご確認ください。
(TEL : 076-234-0123 8:00~18:00)

② 再発行

紛失等により再発行される場合、取扱窓口にて所定の手続きを行えば2日後に再発行いたします(会員登録済みのカードのみ可能)。その際、再発行手数料500円とデポジット(500円)が必要です。
※再発行は紛失登録をした窓口でのみのお取扱いとなります。※取扱い窓口での手続き時には身分証明書を提示して下さい。(一部、取扱いできない窓口があります。裏表紙でご確認下さい。)



ご注意

- 会員登録は正確な情報をお知らせください。誤った情報が入力されている場合は再発行できません。
- カードの破損の場合も再発行いたします。ただし、お客様の責任による場合は、再発行手数料とデポジットをお支払いいただきます。
- 使用停止措置が完了(2日後)するまでの間に生じた損害は当社の責ではありません。
- 一旦、紛失再発行の手続きを済ませると、取り消しできません。また、再発行手続きを済ませたあとに紛失カードが発見されても、そのカードはご利用できません。取扱窓口にてカードを返却していただければデポジットをお返しいたします。
- 紛失登録をしたアイカを再発行前に返却すると、再発行できなくなります。紛失登録をしたアイカは再発行完了後に返却処理をしてください。

9 Q&A お答えします

Q1 ICa以外の交通系ICカード乗車券(Suica、ICOCA等)での利用はできますか?

A 申し訳ございませんがご利用できません。

Q2 1枚のICaで2人分精算してほしいのですが?

A ICa1枚につきお1人様分のみの精算とさせていただきます。ご一緒のお客様は、整理券をおとりの上、現金または回数券でお支払ください。

Q3 ICa(一般カード)で障害者割引運賃または小児運賃を精算してほしいのですが?

A ICa(一般カード)では障害者割引運賃や小児運賃の精算はできません。あらかじめご了承ください。

Q4 介護人割引運賃はICaで精算できますか?

A ICaでは精算できません。整理券をおとりの上、現金または回数券でお支払いください。
ただし、介護人定期券はアイカでの発行となります。

Q5 「ICa」と回数券、金沢市内1日フリー乗車券などを併用できますか?

A カード残額不足の精算にのみ回数券を使用することができます。ただし、お釣りは出ません。
(回数券や金沢市内1日フリー乗車券等を使用し、不足分をICaで精算することはできません。)

Q6 「通勤定期ファミリー土日祝割引」を利用する際の同伴者の運賃精算はどうなるの?

A ICa定期券のプリペイド機能や同伴者がお持ちのICaからの精算はできません。同伴者の方は、整理券をおとりの上、現金または回数券でお支払ください。

●通勤定期ファミリー土日祝割引って? 土・日・祝日に通勤定期(または企業定期)をお持ちの方とその同居のご家族(5名様まで)と一緒にバス・電車にご乗車(同一区間)の場合、ご家族の運賃が100円(小児は50円)になります。

14

10 ICカード乗車券等取扱規則（バス・鉄道）※鉄道はICa定期券のみの運用となります。

第1章 総則

第1条(目的)

この規則は、北陸鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が発売するICカードを媒体とした定期乗車券及び回数乗車券の利用者に提供するサービスの内容と、ICカード乗車券の利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条(適用範囲)

1. ICカード乗車券の取扱について、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取扱の場合は、この規則が優先します。
2. この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。
3. この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

第3条(用語の定義)

この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げる通りとします。

- (1)「ICa乗車券」とは、当社が発売するICカード乗車券をいいます。
- (2)「ジュニアカード」とは、6歳以上12歳未満の者に対して発売するカードをいいます。ただし、12歳になった年度末まで発売します。
- (3)「特別割引カード」とは、身体障害者手帳や療育手帳（同等と当社が認める場合を含みます）、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、またはそれらの手帳の交付を受けている者が本人であることを確認した場合に発売するカードをいいます。
- (4)「ジュニア特別割引カード」とは、上記(2)のカードで身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する者に対して発売するカードをいいます。
- (5)「一般カード」とは、上記(2)(3)(4)以外のカードをいいます。
- (6)「記念カード」とは、上記(5)のカードで特にデザインを施したカードをいいます。
- (7)「プリペイド金額」とは、ICカード乗車券に記載される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。
- (8)「積み増し」とは、ICカード乗車券に入金してプリペイド金額を蓄えることをいいます。
- (9)「リーダーライター」とは、電波によりICカードから情報を読み込みまたはICカードに書き込みするための装置です。バス車内乗車券と鉄道駅入場口に設置されたもの（以下乗車R/Wと表記）と、バス車内降車口と鉄道駅出場口に設置されたもの（以下降車R/Wと表記）があります。
- (10)「ICa」とは、プリペイド機能を持つカードをいいます。
- (11)「ICa定期券」とは、定期券機能とプリペイド機能をもつカードをいいます。
- (12)「デボジット」とは、返却することを条件にICカードの利用権の代価として收受するものをいいます。
- (13)「正しくタッチ」とは、乗車R/Wと降車R/Wにタッチした際、正常に処理された場合を指します。

第4条(契約の成立時期)

1. ICa乗車券による契約の成立時期は、ICa乗車券を購入したときとします。
2. 個別の運送契約の成立時期は、バス車内・鉄道駅の乗車R/Wで乗車記録をした時とします。

第5条(使用方法)

1. 乗車の際は乗車R/Wに、降車の際は降車R/Wに必ずタッチしてください。（ふらっとバスは乗車R/Wのみタッチ）
2. ICa乗車券は1利用者1枚です。
3. 1枚のカードで複数人の精算はできません。（一部路線を除く）

第6条(取扱区间)

1. ICa乗車券の取扱区间は以下の通りとします。
 - ・北陸鉄道株式会社、北鉄金沢バス株式会社、北鉄白山バス株式会社、北鉄加賀バス株式会社の所属バス路線・小松空港リムジンバス・金沢ふらっとバス（此花ルート・菊川ルート）・城下まち金沢周遊バス・輪島特急線・穴水珠洲C線ただし、以下の路線やバスについては取扱対象外とします。
 - ・県外高速バス・定期観光バス・臨時輸送バス・能登地区一般乗合路線（一部路線を除く）
 - ・金沢ふらっとバス（木材ルート・長町ルート）・一部受託運行路線
2. ICa定期券の取扱区间は以下の通りとします。
 - ・北陸鉄道株式会社、北鉄金沢バス株式会社、北鉄白山バス株式会社、北鉄加賀バスの所属バス路線・北陸鉄道株式会社鉄道線ただし、以下の路線やバスについては取扱対象外とします。
 - ・小松空港リムジンバス・県外高速バス・定期観光バス・能登方面特急バス・臨時輸送バス・能登地区一般乗合路線・城下まち金沢周遊バス・金沢ふらっとバス

第7条(制限事項等)

1. 1回の乗車につき2枚以上のICa乗車券を同時に使用することはできません。
2. 偽造、変造または不正に作成されたICa乗車券を使用することはできません。
3. 乗車時に使用したICa乗車券を降車時に使用しなかつたり、正しくタッチしなかつた場合は、当該カードで再び乗車することはできません。（ICa取扱窓口（委託店を除く）で精算等の手続きが必要です。）

第8条(個人情報の取扱)

1. 利用者が会員登録の際に所定の用紙に記載された個人情報は当社で管理します。
2. 当社は所得した個人情報を次の目的に利用します。
 - (1) 購入、変更、払戻、再発行等、手続きに必要な申込内容の確認
 - (2) 当社から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - (3) 利用動向等の分析や統計資料の作成
3. 会員登録が必要な乗車券（ICa定期券等）の購入希望者が前項に同意しないときは、会員登録が必要な乗車券の発売を行いません。

第9条(制限または停止)

1. 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。
 - (1) 販売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止。
 - (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法もしくは乗車するバス・鉄道車両の制限。
2. 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第2章 基本事項

第10条(ICカードの所有権)

1. ICa乗車券に使用するICカードの所有権は当社に帰属します。
2. ICa乗車券が不要になった時及びそのICa乗車券を使用する資格を失った時は、ICa乗車券を返却しなければなりません。
3. 当社の都合により、予告なく発売したICa乗車券を交換することがあります。

第11条(会員登録)

ジュニアカード・特別割引カード・ジュニア特別割引カード・ICa定期券は会員登録が必要で個人カードとします。よって個人で複数のカードを所持することはできません。発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、ICa乗車券に個人データを記録することに同意の上発売いたします。また一般カードは希望者に対して会員登録いたします（ただし、記念カードは会員登録できません）。なお、会員登録された一般カードは個人カードであり、原則として会員本人のみ使用可能ですが、会員本人の同意があれば、その限りではありません。

第12条(デボジット)

1. 当社はICa乗車券を発売する際に、デボジットとしてICa乗車券1枚につき500円を收受します。
2. ICa乗車券を返却したときは、第13条、第22条または第31条に定める場合を除き当社はデボジットを返却します。
3. デボジットは旅客運賃等に充当することはできません。

第13条(ICa乗車券の失効)

1. カードの交換、ICaの使用や積み増しまたはICa定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いか行われない場合には、当該カードは失効します。
2. 前項により失効したICa乗車券のプリペイド金額及びデボジットの返却を請求することはできません。

第14条(利用履歴の確認)

1. ICa乗車券の利用履歴は、ICa取扱窓口（委託店を除く）で確認ができます。なお、最新の20件のみ利用履歴が確認できます。
2. 履歴の確認内容は、利用日時・利用金額・利用場所（バスであれば車番）・利用区間です。
3. 会員登録したカードは本人以外に履歴の開示をしません。（本人であることの証明が必要です。）

第15条(機器類の故障時)

万が一機器類（乗車R/W・降車R/Wなど）が故障した場合は、乗車区間の運賃はICa乗車券以外でお支払いただけます。

第3章 ICa

第16条(運賃の減算)

ICaを利用される場合には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額します。なお、ジュニアカードは小児運賃を減算し、特別割引カード・ジュニア特別割引カードの場合は、障害者割引が適用された割引後の額を減算します。

第17条(積み増し)

1. ICaは、バス車内、ICa取扱窓口、自動入金（積み増し）機によりプリペイド金額を積み増すことができます。
2. ICaには、取扱窓口においては1,000円単位で任意にプリペイド金額を積み増すことができます。バス車内においては1,000円・2,000円・5,000円の積み増しができます。その際、ポイント還元額を含み20,000円を越えて入金することはできません。

第18条(複数回乗車割引)

1. 1時間以内の乗り継ぎで、乗り継ぎバスの運賃から30円を割引して減額します。
2. ジュニアカード・特別割引カードは20円、ジュニア特別割引カードは10円の割引を適用します。
- ただし、金沢ふらっとバスおよび一部特別割引を適用している区間との乗り継ぎは割引対象外とします。

2.バス・鉄道の遅れ等で1時間を超えた場合は割引対象にはなりません。

3.乗車R/Wに正しくタッチしないと割引対象にはなりません。

第19条(ICaエコポイント)

1.第16条、運賃の減算に際し、100円単位で1ポイント付与します。(100円未満はポイント対象とはなりません)ICaに蓄積されたポイントが100ポイント以上になった場合、バス車内、自動入金機、ICa取扱窓口にて積み増しをされた際に100ポイント単位で100円分の運賃としてご利用可能な形で自動的にポイント還元されます。自動還元した際にカード残高が20,000円を超える場合、ポイントは繰り越されます。

2.ICaエコポイントを利用するには2007年1月31日以前に購入された場合、エコポイント対応にするために所定の手続きが必要になります。

3.第24条に基づき再発行する場合、ポイントも対象とします。

4.第26条に基づき払戻しする場合、ポイントは失効します。

5.ポイントの有効期間は最終利用日から1年間とし、有効期間を超えた場合、ポイントは失効します。

6.ポイントを換金することはできません。

7.ポイント数は、乗車R/W・降車R/WおよびICa取扱窓口の残額確認機により確認ができます。

第20条(残額の確認)

ICaの残額は、乗車R/W・降車R/WおよびICa取扱窓口の残額確認機により確認ができます。

第21条(効力)

1.ICaは片道1回の乗車に限り有効なものとします。

2.途中下車の取り扱いはしません。

3.一般カードで小児・障害者割引および介護人割引運賃を減算することはできません。小児・障害者割引適用者・介護人が一般カードを使用された時は、大人運賃の減算を承諾されたものとみなします。

4.ジュニアカード(ジュニア特別割引カード)で期限を越えて使用された場合、大人運賃(障害者割引適用運賃)の減算を承諾されたものとみなします。

第22条(無効となる場合等)

ICaは次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。デボジットを預かっている場合は返却しません。

(1)ジュニアカード並びに特別割引カード、ジュニア特別割引カードを本人以外の者が利用した場合。

(2)偽造、変造または不正に作成されたICaを所持している場合。

(3)その他不正乗車の手段として使用した場合。

第23条(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の受取等)

1.第22条の各号のいずれかに該当する場合は、乗車地からの区間にに対する普通旅客運賃と、その倍に相当する額の増運賃とあわせて收受します。

2.前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車地が判明しない時は始発からの乗車と見なします。

第24条(再発行)

ICaは以下の場合に再発行します。

(1)紛失あるいは盗難にあったカードについて、会員登録されている方で、かつICa取扱窓口(委託店を除く)に使用停止の手続きをされた方に対し、ICaを再発行します。なお、処理の都合上、再発行は使用停止手続きの翌々日となり、再発行手続き時点の残額にて再発行します(この際手数料500円とデボジット分500円を申し受けます。また、使用停止の申込みを受け付けた後これを取り消すことができません)。

(2)破損等により利用できなくなった場合は、当該カードをICa取扱窓口(委託店を除く)に提出することにより残額を引き継いで再発行します(旅客に責がある場合は、手数料500円とデボジット分500円が必要です。また、旅客に責がない場合でも、会員登録をされておらず、カード裏面右下の刻印番号が判読できない場合は再発行できません)。ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります(残額は引き継ぎません)。

第25条(当社の免責事項)

紛失あるいは盗難にあったICaの再発行措置が完了するまでの間に、当該カードの払戻しや使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

第26条(払戻し)

ICaが不要になった場合は、ICa取扱窓口(委託店を除く)にカードを提出することにより、当該カードの残額の払戻しを請求することができます。この場合手数料として1枚につき200円を申し受けます。払戻し金が200円以下の場合はデボジット500円のみの払戻しとなります。なお、ポイント還元額は払戻しの対象となりません。また、一旦払戻しを行った後、これを取り消すことはできません。

第4章 ICa定期券

第27条(発売)

ICa定期券の購入申込みがあった場合は、ICa取扱窓口にて所定の用紙に必要事項を記入し提出された旅客に対し、発売条件に適用する次の定期券を発売します。

(1)通学定期…学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売します。

(2)シルバー定期券…満70歳以上の旅客に対して発売します。

(3)通勤定期…(1)(2)以外の旅客に対して発売します。

なお、各定期券の割引率・区間・期間・障害者・介護者割引率については、別に定める当社規定によります。

第28条(運賃の減算)

1.有効期限内のICa定期券を使用し券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗り越し)として取り扱い、別途乗車区間の普通運賃相当額を收受します。

2.有効期間の開始前及び有効期間の終了日翌日以降は、定期券の効力はなくICaとして乗車区間にに対する普通運賃を收受します。

第29条(再印字)

1.ICa定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2.券面表示事項が不明となったICa定期券は、ICa取扱窓口(委託店を除く)で券面表示事項の再印字を請求することができます。

第30条(効力)

利用者を限定する条件で発売されたICa定期券は、記名人のみ使用を認めます。

第31条(無効となる場合等)

ICa定期券は次の各号のいずれかに該当する場合、無効として回収します。デボジットを預かっている場合は返却しません。

(1)利用者を限定する条件で発売されたICa定期券を記名人以外が使用した場合。

(2)偽造、変造または不正に作成されたICa定期券を所持している場合。

(3)その他不正乗車の手段として使用した場合。

第32条(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の受取等)

第31条の各号に該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃・増運賃を收受します。

第33条(再発行)

ICa定期券は以下の場合に再発行します。

(1)紛失あるいは盗難にあったICa定期券についてICa取扱窓口(委託店を除く)に使用停止の手続きをされた方にに対し、同一券面にてICa定期券を再発行します。なお、処理の都合上、再発行は使用停止手続きの翌々日となります。この際手数料500円とデボジットを申し受けます。また、使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

(2)破損等により利用できなくなった場合は、当該カードをICa取扱窓口(委託店を除く)に提出することにより再発行します(同一券面での発行となります)。旅客に責がある場合は、手数料500円とデボジットが必要)。ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収したうえ、新規購入となります。

第34条(当社の免責事項)

紛失あるいは盗難にあったICa定期券の再発行措置が完了するまでの間に、当該ICa定期券の払戻しで生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

第35条(払戻し)

ICa定期券が不要になった場合はICa取扱窓口(委託店を除く)にカードを提出することにより、当社の運送約款の規定により算出された当該カードの定期券残額の払戻しを請求することができます。この場合手数料として1枚につき500円を申し受けます。また、一旦払戻しを行った後、これを取り消すことはできません。

第36条(プリペイド機能)

ICa定期券のプリペイド機能の取り扱いについては、第3章ICaの取り扱いに準じます。

付則 この公告は、2025年4月1日から施行します。